

令和8年6月2日

**台風6号関連（警戒勧告（第一態勢）発令） [勧告]**

気象庁の台風情報によると、関門港は2日14:00頃、台風6号の強風域に入る見込みであることから、

**6月2日 09:00 警戒勧告（第一態勢）を発令する。**

よって、港則法第39条第4項に基づき、以下の事項を実施するよう勧告する。

【一般船舶】

けい留索の補強、機関の準備、機関復旧等荒天準備を行うか、又は港外の安全な海域に退去すること

【危険物積載船】

危険物の荷役は状況に応じて中止し、一般船舶の措置をとること

【はしけその他の小型船】

- ・風浪、高潮により物件が流出しないように、流出のおそれがある物件の固縛、陸揚げ移動等を行うこと
- ・係留索の増し取り対策、船体の陸揚げ等の措置をとること

【工事・作業船】

工事、作業を中止し、安全な海域へ移動すること

【その他】

- ・国際VHF (ch16) を常時聴取する等、海上保安庁との連絡手段を確保すること。
- ・当直員（船橋当直・無線当直等）を配置すること。
- ・AIS搭載船舶は、AISを常時作動させておくとともに、その作動確認を行うこと。

※指導

工事・作業現場、造船所、岸壁（棧橋、物揚場等）は、風浪、高潮により物件が流出しないように、流出のおそれがある物件の固縛、陸揚げ移動等を行い、木材の水上荷卸しは、状況に応じて中止し、木材、いかだは、貯木場へ速やかに搬入し、流出防止措置を施すこと。

○警戒勧告時における船舶等が執るべき措置を講じるよう、取り扱い船舶等に周知願います。

○台風の予想進路を確認しつつ、順次必要な態勢を発令していきますので、関係各位におきましても台風情報等に十分注意願います。

**Advise officially by the Captain of the Port, Kanmon**

**The First Preparation for typhoon No. 6 is announced officially by the Captain of the Port, Kanmon at 09:00 on June 2.**

Therefore, all ships located in the Kanmon port are advised officially to conduct following measures by the Captain of the Port, Kanmon in accordance with provisions of article 39-4 of the "Port Regulations Law".

【All ships】

To reinforce mooring rope, prepare engine stand-by or evacuate to a haven outside of the port.

【Ships loading Dangerous materials】

To cancel the cargo work of dangerous materials depending on the situation, and take measures same as above.